

資料2

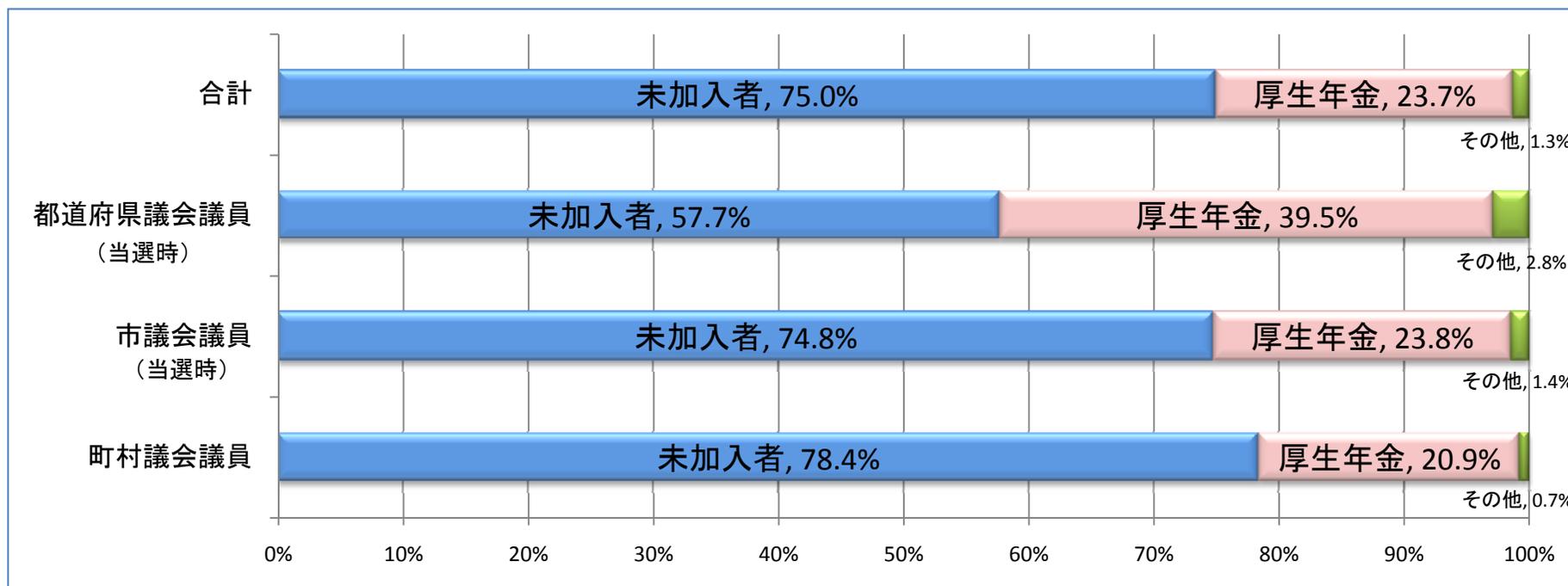
報告書の骨子について(参考資料)

議員年金と被用者年金について

- 議員年金の現会員のうち約4分の3は、被用者年金に加入していない中で、議員年金の役割をどう考えるか。
- 被用者年金に加入していない者は、都道府県議会議員よりも市町村議会議員の方がその割合が高い。
- なお、被用者年金との併給を受ける場合は、議員年金額の4割(公費相当分)が控除される仕組みとなっている。

【現会員の被用者年金加入者の状況】

(平成17年8月31日現在)



出典:平成18年実態調査(都道府県議会共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会)

※都道府県議会議員及び市議会議員については、当選時における被用者年金の加入状況であり、町村議会議員については、平成17年8月31日現在における被用者年金の加入状況である。

※「その他」は、「旧船員保険法」、「地方公務員等共済組合法」、「私立学校共済組合法」、「国家公務員等共済組合法」又は「農林漁業団体職員共済組合法」に基づく年金である。

【被用者年金との重複期間の控除】

$$\text{控除額} = \text{退職年金の年額の計算式により算出した額} \times \frac{\text{重複期間}}{\text{在職期間}} \times \frac{40}{100} (\text{※})$$

(※)平成15年度より前の期間は25

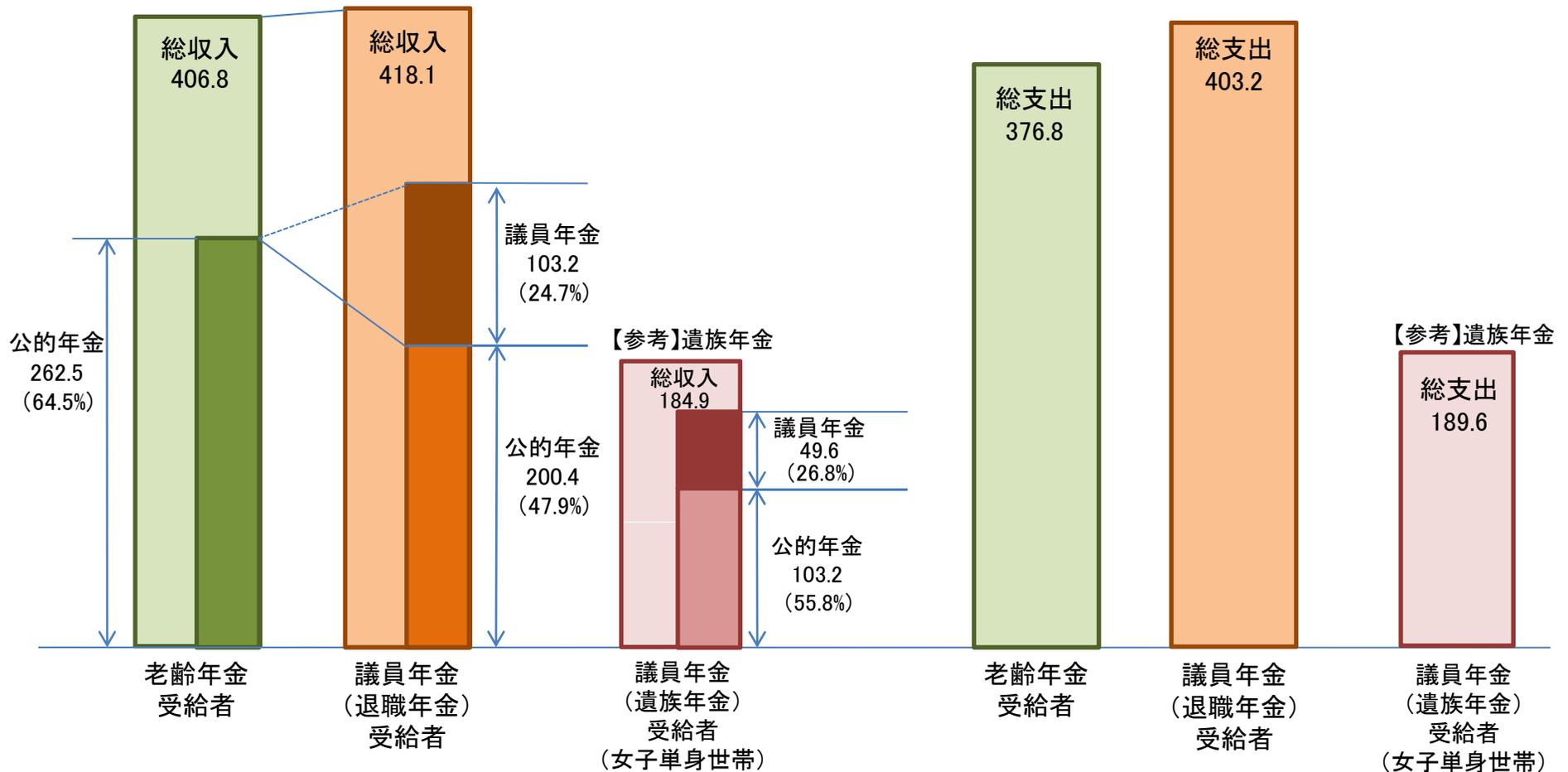
地方議会議員年金受給者調査結果について

○議員年金(退職年金)受給者にとって、議員年金がなかった場合には、総収入が約24.7%減少することとなり、老齢年金受給者と比べ、91.9万円少ない状況となる。

【議員年金(退職年金)受給者(夫婦世帯)の状況<収入・支出>】

収入(年額)

支出(年額)



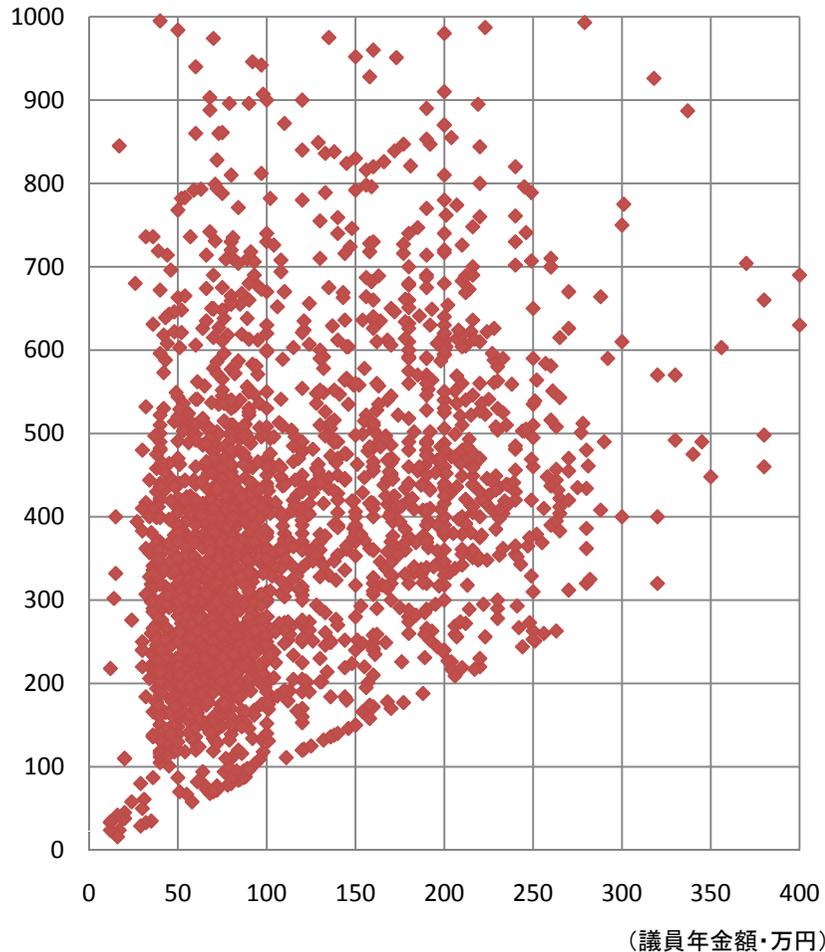
※アンケート調査では、1ヶ月平均の支出額であるため、便宜的に12を乗じて年額とした。

地方議会議員年金受給者調査結果について

- 退職年金受給者は、同一議員年金の額の集団における収入の多寡にばらつきがあり、議員年金の多寡と収入の多寡に明確な相関は見られない。
- 遺族年金受給者は、同一議員年金の額の集団における収入の多寡のばらつきは退職年金よりは小さく、議員年金の多寡と収入の多寡の相関は多少見ることができる。

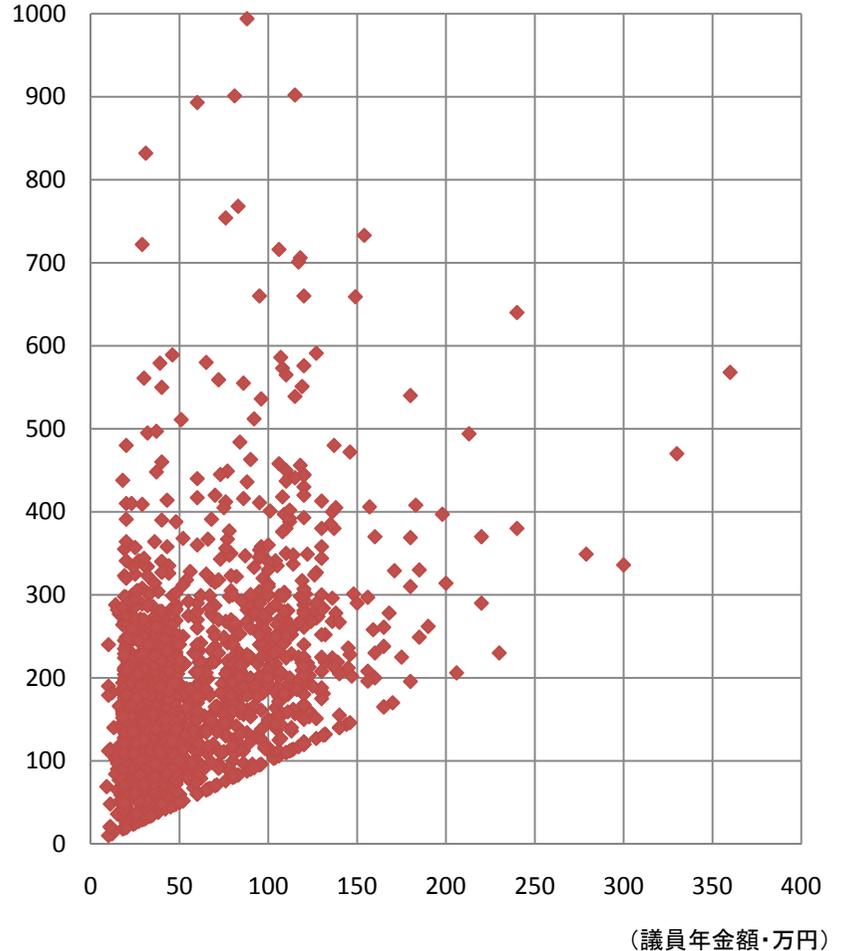
【議員年金(退職年金)受給者(夫婦世帯)の状況】 ＜議員年金と収入＞

(収入額・万円)



【議員年金(遺族年金)受給者(女子単身世帯)の状況】 ＜議員年金と収入＞

(収入額・万円)



議員年金と被用者年金について

- 給付については、民間サラリーマンが加入する老齢厚生年金と比べ、地方議会議員年金の給付水準が高いとは言えず、負担については、地方議会議員年金が老齢厚生年金を上回っている。
- 一方、受給資格期間については、地方議会議員年金は12年と短い、選挙があるため、制度に継続して加入できるとは限らない。
- 総合的に見て、地方議会議員年金制度は議員を優遇するものと考えられるかどうか。

【老齢厚生年金との比較】

	老齢厚生年金	都道府県議会議員	市議会議員	町村議会議員
平均年金額 (※1)	1,526 千円	1,953 千円	1,026 千円	678 千円
総報酬に対する 負担割合	5.757 % (※2)	9.3 %	13.6 %	13.9 %
受給資格期間	25年 公的年金の制度間で加入期間 が通算される	12年 公的年金の制度間で加入期間 が通算されない		

※1:老齢厚生年金は、平成18年度、地方議会議員年金は、平成19年度のデータを採用

※2:平成21年9月以降適用されている保険料率から、平成16年度財政再計算で示された基礎年金拠出金相当保険料率を控除した率である。

都道府県議会議員・市議会議員・町村議会議員の重複状況

- 制度としては、それぞれの地方議会議員共済会の受給資格を満たせば、それぞれの年金を受給することが可能。
- 実態としては、地方議会議員共済会の重複する者は、年金受給者全体の1%未満であり、どう考えるか。

(1) 2つ以上の区分の地方議会議員共済会の年金受給者(退職年金)である者

(平成21年3月31日現在)

	該当者	割合
1 県・市	321 人	0.5%
2 県・町村	43 人	0.07%
3 市・町村	0 人	0%
4 県・市・町村	0 人	0%
合計	364 人	0.59%

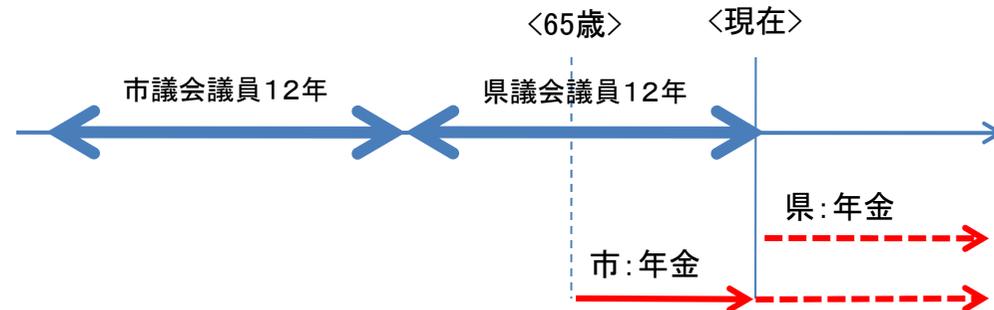
(例)市議会議員12年・県議会議員12年在職した者



(2) 地方議会議員共済会の年金受給者(退職年金)で、現在、他の区分の地方議会議員である者

受給者	会員	該当者(人)	割合
1 県	市	5 人	0.01%
2 県	町村	0 人	0%
3 市	県	287 人	0.47%
4 市	町村	3 人	0.00%
5 町村	県	40 人	0.06%
6 町村	市	0 人	0%
7 県・市	町村	0 人	0%
8 市・町村	県	0 人	0%
9 県・町村	市	0 人	0%
合計		335 人	0.54%

(例)市議会議員12年・県議会議員12年在職している者



(参考)

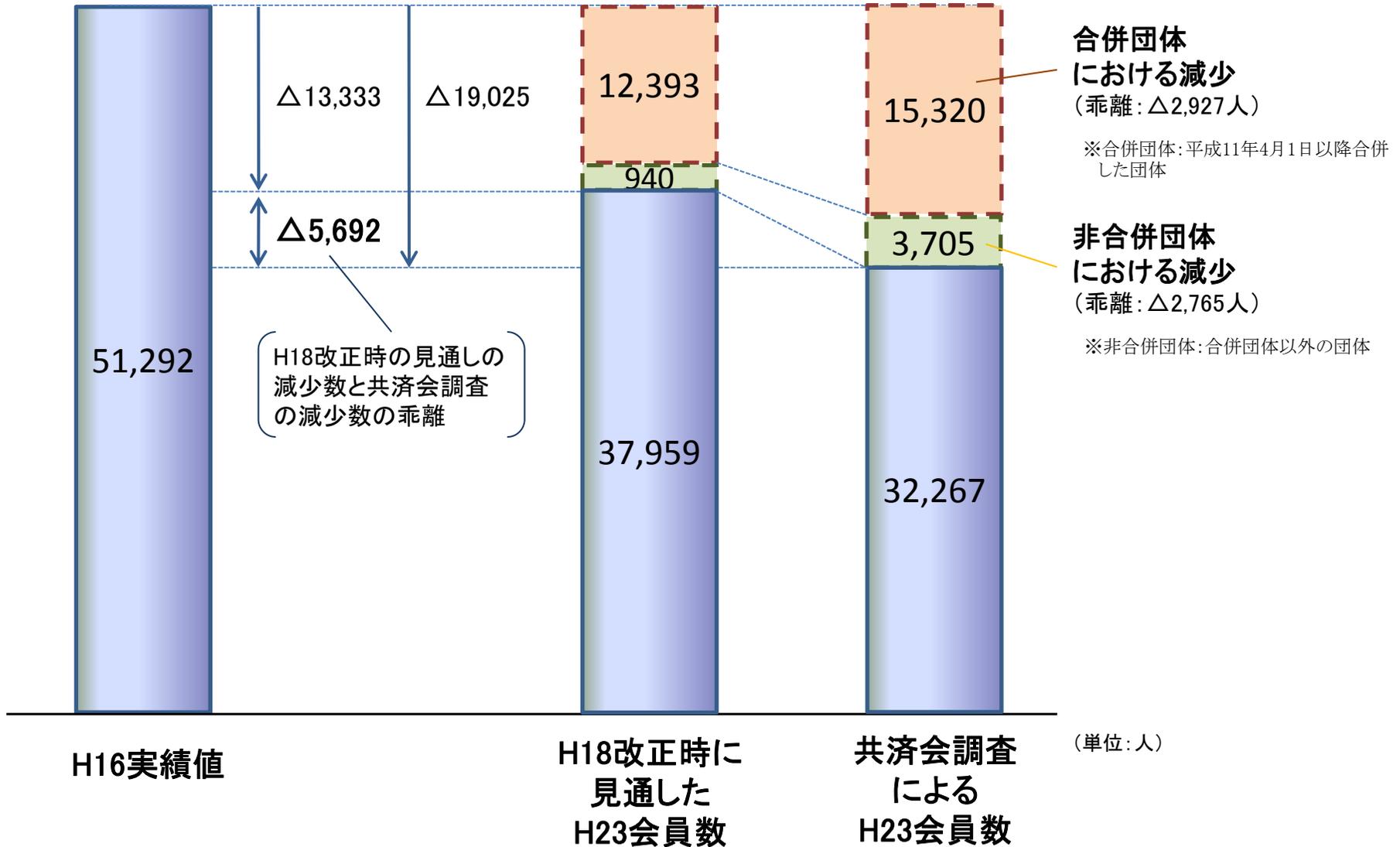
○平成20年3月末現在の退職年金受給者数:61,701人

出典:各三共済調査

平成18年改正における財政見通しの検証(収入面)

市+町村

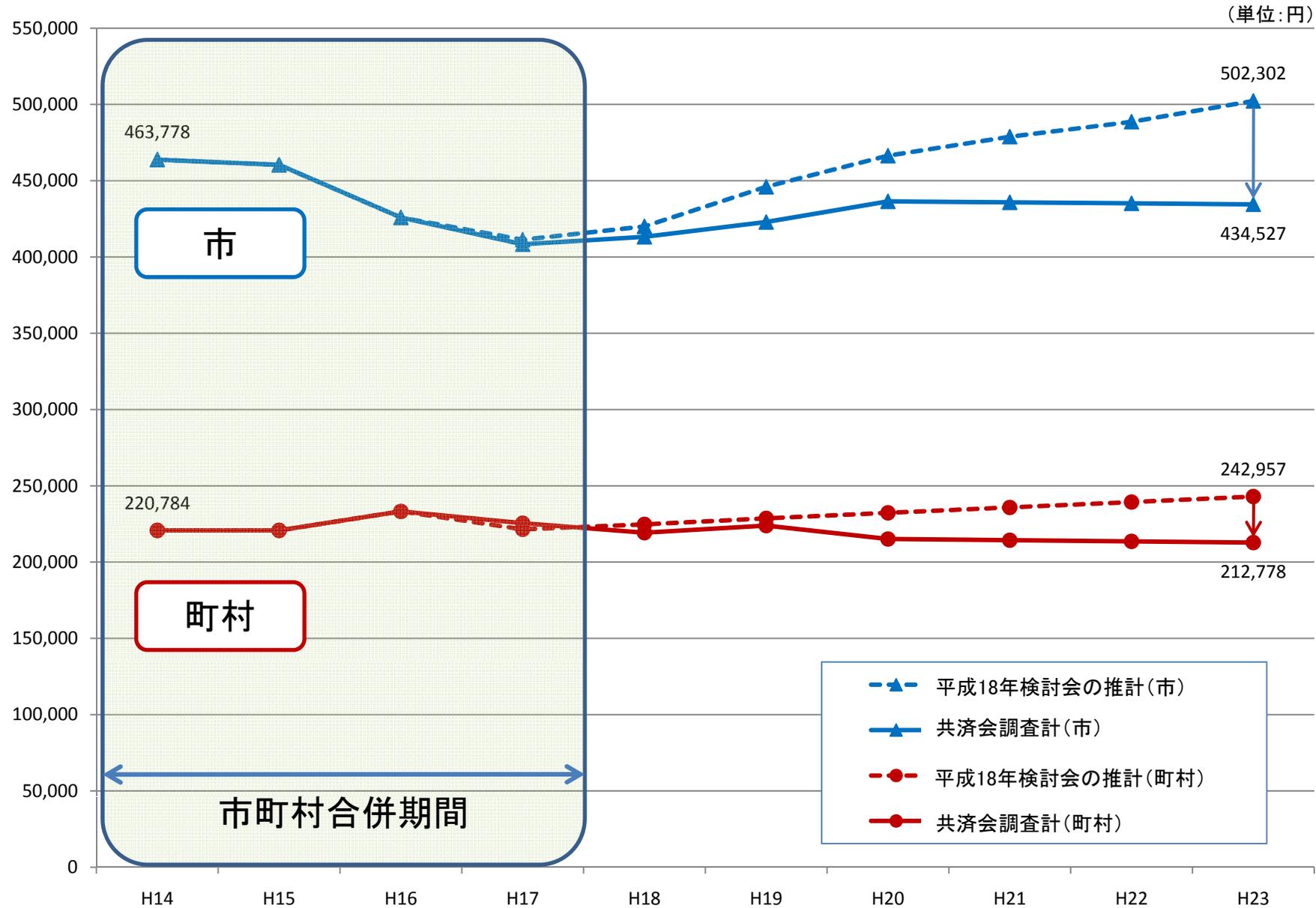
○会員数については、合併・行革等による減が予想以上であったのではないか。



平成18年改正における財政見通しの検証(収入面)

市+町村

○平均報酬月額については、合併により報酬額の低い町村議会議員が減ることから上昇すると見込んでいたが、合併した市町村においても行革により報酬を抑制したことから、H18検討会推計よりも上昇幅が小さくなったのではないかと。

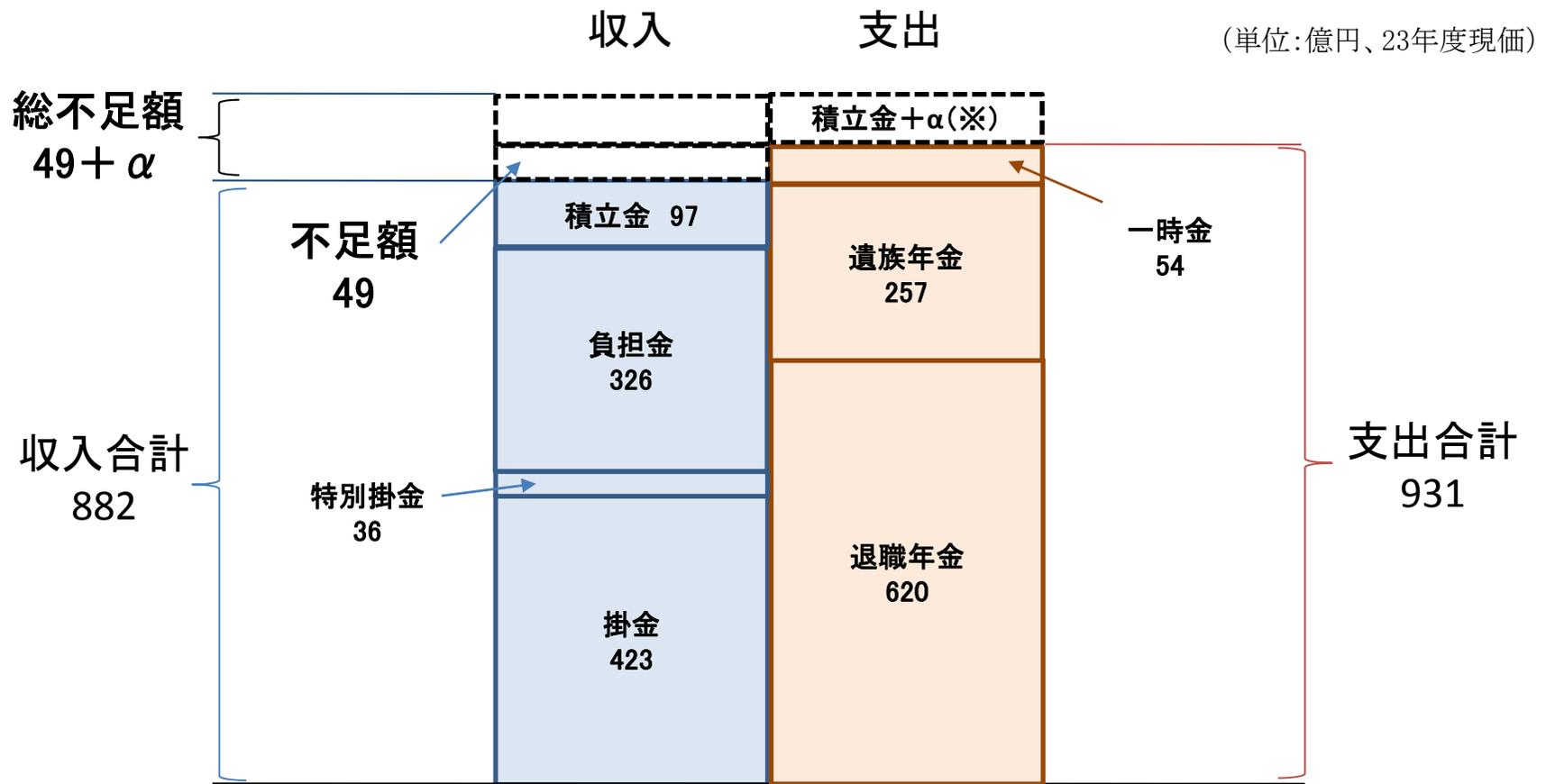


財政見通しに基づく財政累計イメージ

都道府県

○財政見通しに基づき、今後、都道府県共済会が円滑な運営をするためには、平成23年度から平成43年度までの約20年間で、約49億円+ α の収支改善のための方策が必要。

【都道府県共済会の財政累計イメージ(H23~H43)】



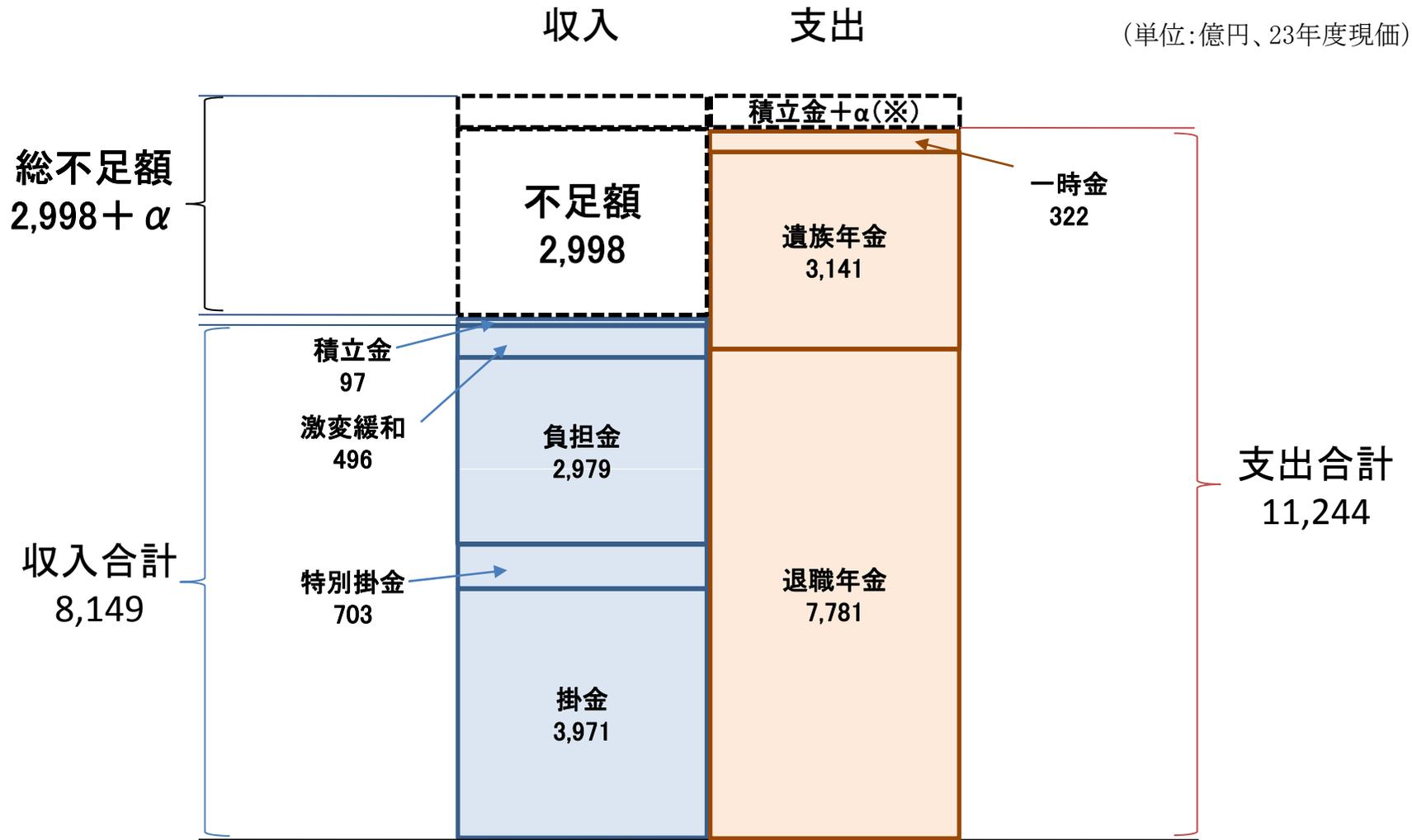
※+ α :一定程度の積立金がなければ、持続的な運営が不可能。積立度合=2を目安にすると、60億円~80億円程度

基準試算(更新後)に基づく財政累計イメージ

市+町村

○基準試算(更新後)に基づき、今後、市共済会と町村共済会が円滑な運営をするためには、平成23年度から平成43年度までの約20年間で、約2,998億円+ α の収支改善のための方策が必要。

【市共済会+町村共済会の財政累計イメージ(H23~H43)】

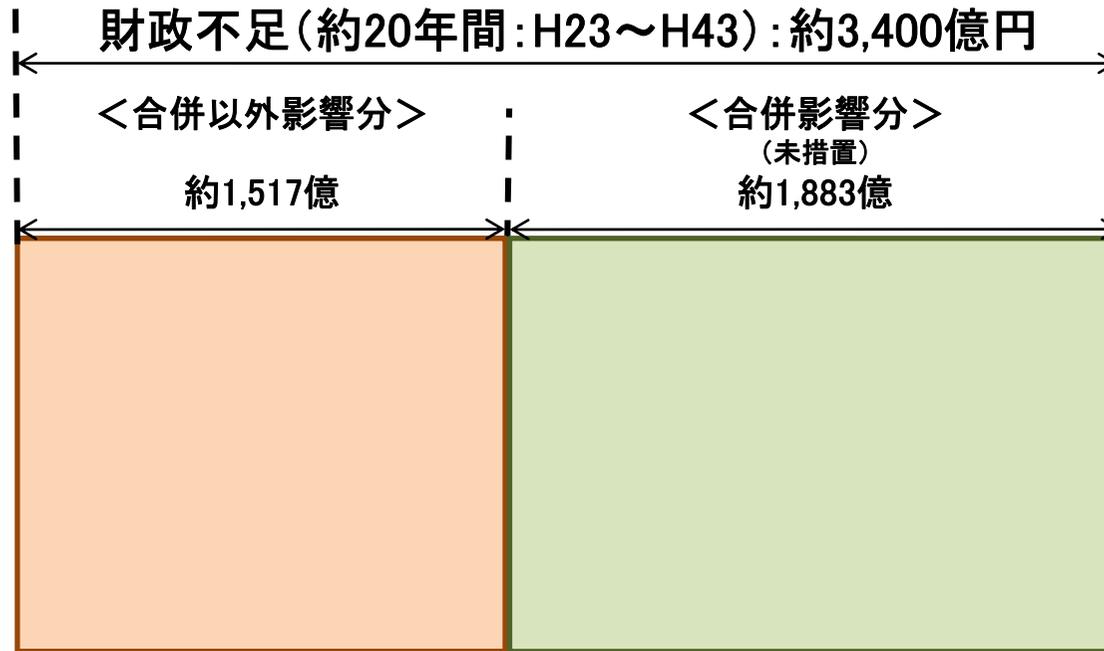


※+ α :一定程度の積立金がなければ、持続的な運営が不可能。積立度合=1~2を目安にすると、400億円~800億円程度

市町村合併がなかったと仮定した場合の試算について

市+町村

- 第3回検討会においては、財政不足額(約3,400億円)のうち、合併影響分(未措置)が約1,883億円、合併以外影響分が約1,517億円と分析。



(1) 合併影響分の算定

財政見通し(基準試算)における収支差 (激変緩和措置(合併特例)を除く) 約5,664億円 (H11~H43)	—	市町村合併がなかったと仮定した場合の 財政見通し(合併なし試算)における収支差 約3,030億円 (H11~H43)	=	合併の影響による財政不足額 (合併影響分) 約2,634億円 (H11~H43)
--	---	---	---	---

(2) 合併影響分(未措置)の算定

合併の影響による財政不足額 (合併影響分) 約2,634億円 (H11~H43)	—	平成18年改正で導入された 激変緩和措置(合併特例)の効果額 約751億円 (H11~H43)	=	合併の影響による財政不足額 (合併影響分) 【未措置】 約1,883億円 (H11~H43)
---	---	--	---	--

給付と負担の見直し案【A案】

考え方

- 地方議会議員年金財政の悪化は市町村合併による議員数の急減が主な原因であり、合併特例法においては、国は、地方議会議員年金財政の健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとされている。
- 地方議会議員年金は、地方議会議員の職務の重要性等を勘案して設けられた公的な互助年金であり、現実には、地方議会議員及びその遺族の老後の生活を保障する役割も有している。
- 平成18年に廃止された国会議員互助年金(国費負担:議員負担=7:3)と異なり、地方議会議員年金は、これまで議員本人が6割を負担する互助的な年金として運営してきた。

具体的な方策

- 市町村は、市町村合併の影響を大きく受けたことから、激変緩和負担金を含めた公費負担率が当分の間、毎年50%程度となるように、激変緩和負担金を強化・延長し、給付水準・掛金・負担金を総合的に見直し
 ※ この場合、平成23年から約20年間で、未措置の合併影響分(約1,883億円)のうち、約7割(約1,296億円)が措置される。
- 都道府県は、「公費負担:議員負担=4:6」を基本として、給付水準・掛金・負担金を総合的に見直し

【A案】	市町村	都道府県
給付水準	概ね10%カット ・高額所得者の支給停止強化 ・低所得者の配慮措置充実	概ね10%カット ・高額所得者の支給停止強化 ・低所得者の配慮措置充実
掛金	16%→ <u>17.5%(+1.5%)</u> →16.5%(+0.5%)	13%→13.5%(+0.5%)
特別掛金	7.5%→ <u>13%(+5.5%)</u> →9%(+1.5%)	2%→2.5%(+0.5%)
負担金	12%→ <u>14.5%(+2.5%)</u> →13%(+1.0%)	10%→10%(±0%)
激変緩和負担金 (合併特例)	4.5%→ <u>7.8%(+3.3%)</u> →6.8%(+2.3%) ・期間を10年延長、漸減なし	※下線部:H23からH30まで臨時的に率をかき上げ

給付と負担の見直しによる収支改善効果【A案】

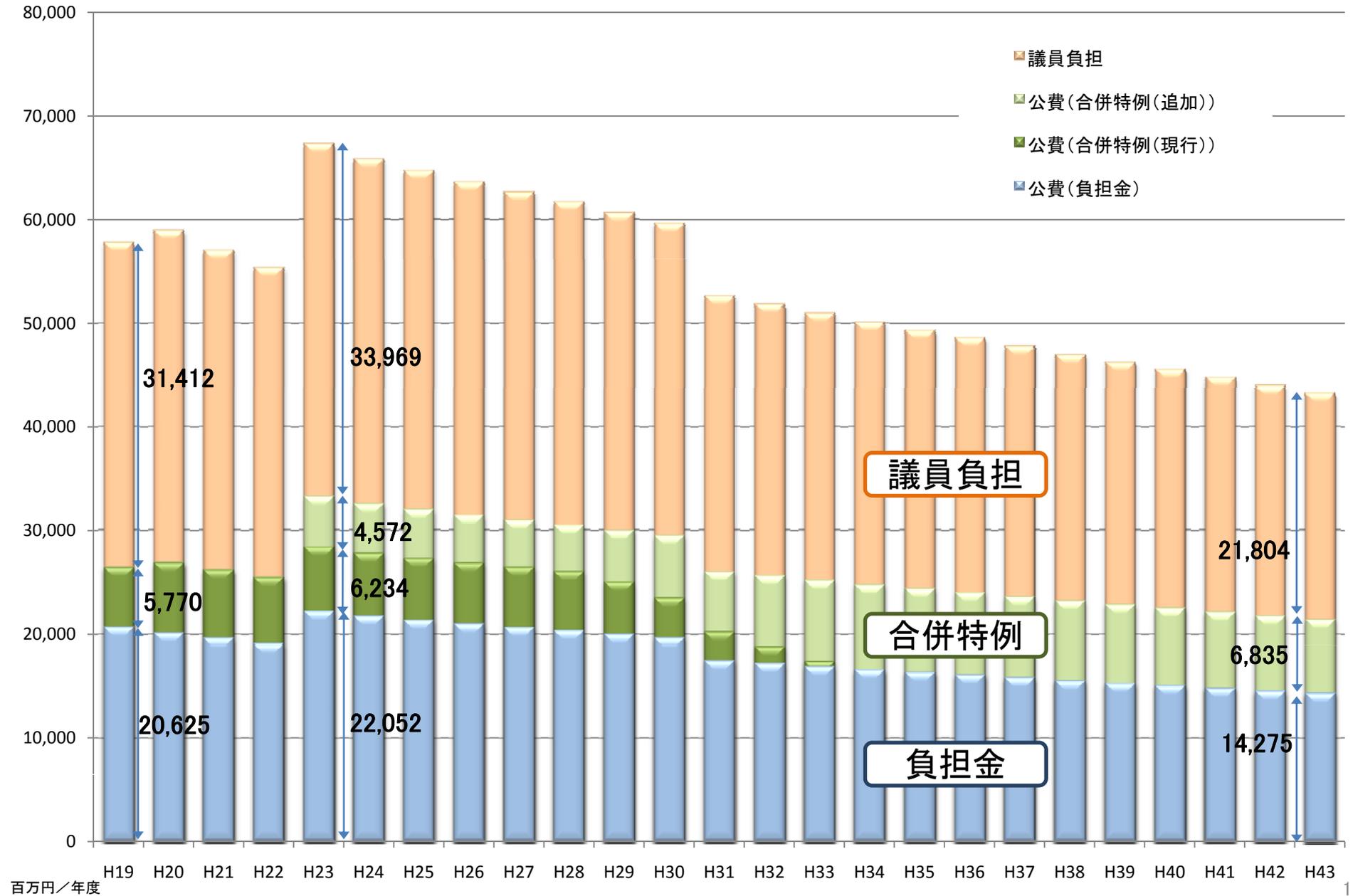
【給付と負担の見直しによる収支改善効果(H23~H43)】

単位：億円

A案	収支改善効果 (a) = (b) + (c)	収入面の 改善効果 (b)	うち掛金の 引上げによる 効果	うち特別掛金の 引上げによる 効果	うち負担金の 引上げによる 効果	うち激変緩和 負担金の引上げ による効果	支出面の 改善効果 (c)
都道府県	118	25	16 (13%→13.5%)	9 (2%→2.5%)	0 (10%→10%)	/	93 (概ね10%カット)
市町村	3,351	2,227	228 (16%→17.5%→16.5%)	298 (7.5%→13%→9%)	405 (12%→14.5%→13%)	1,296 (4.5%→7.8%→6.8%) (期間を10年延長) (漸減なし)	1,124 (概ね10%カット)

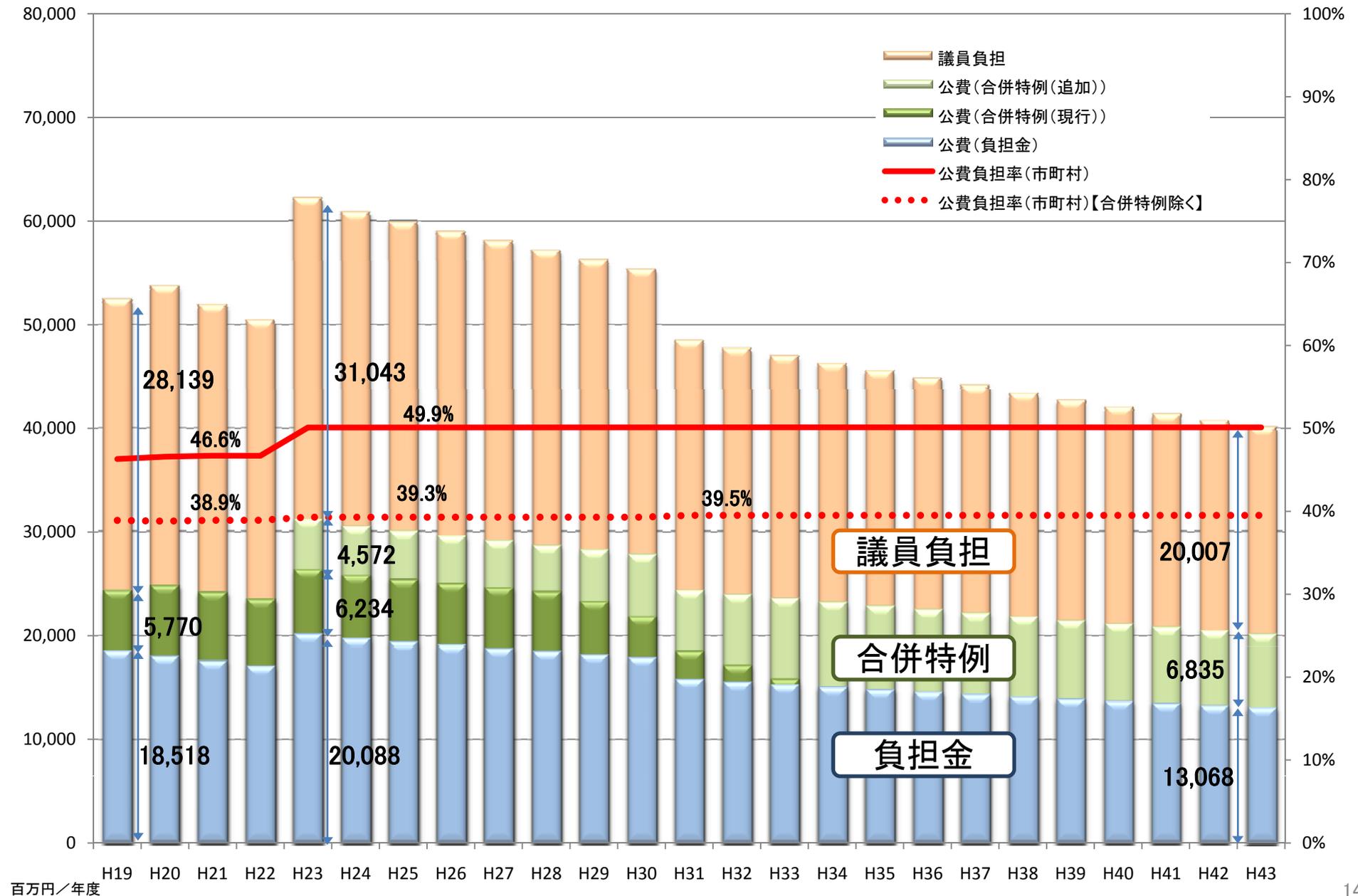
地方議会議員年金制度【給付と負担の見直し案(A案)】

【議員負担と公費負担の推移(都道府県+市町村)】



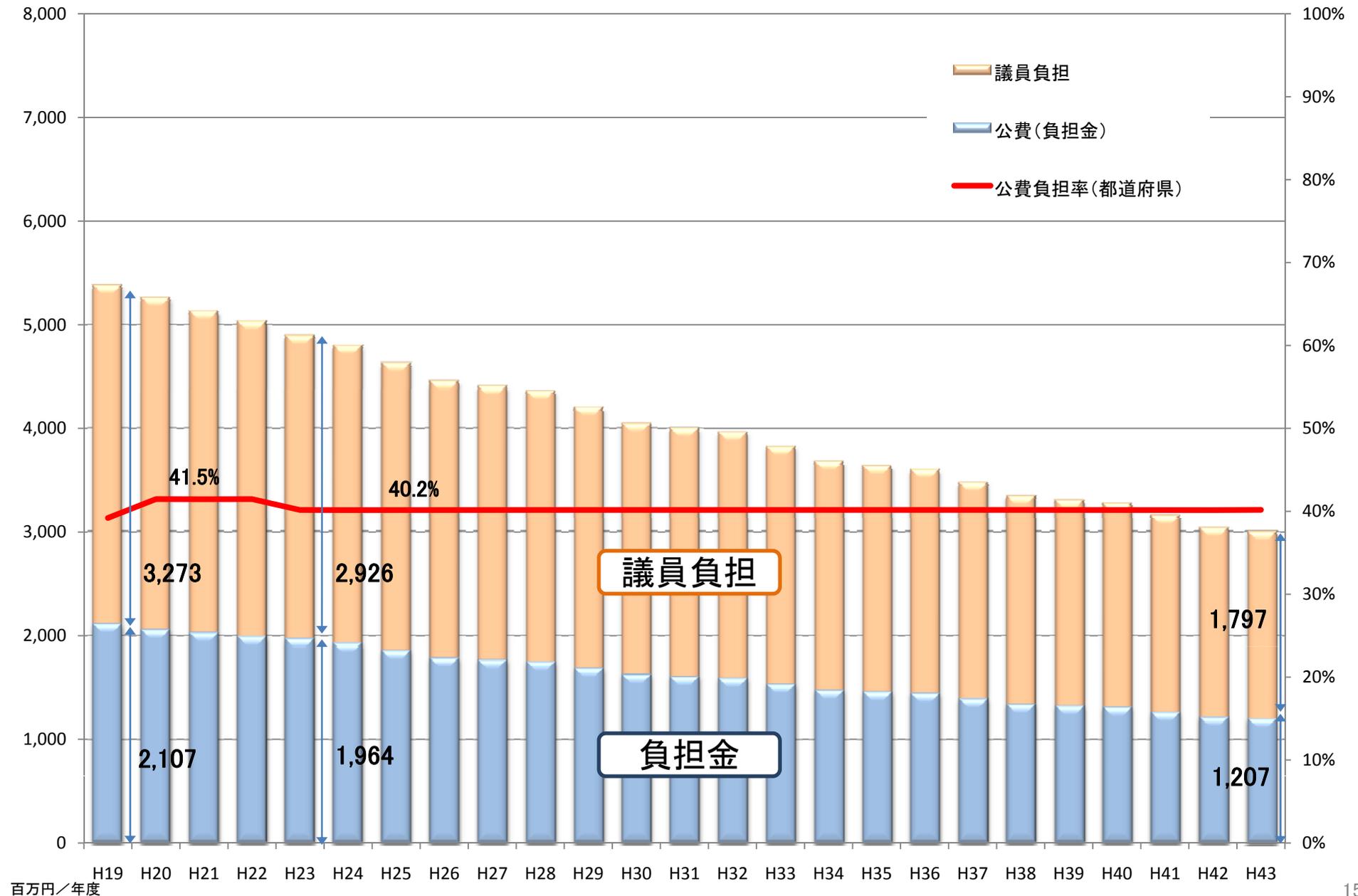
地方議会議員年金制度【給付と負担の見直し案(A案)】

【議員負担と公費負担の推移(市町村)】



地方議会議員年金制度【給付と負担の見直し案(A案)】

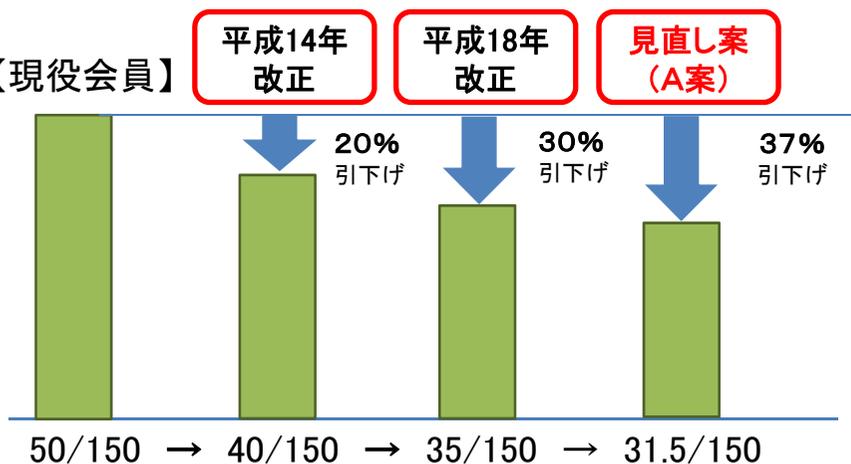
【議員負担と公費負担の推移(都道府県)】



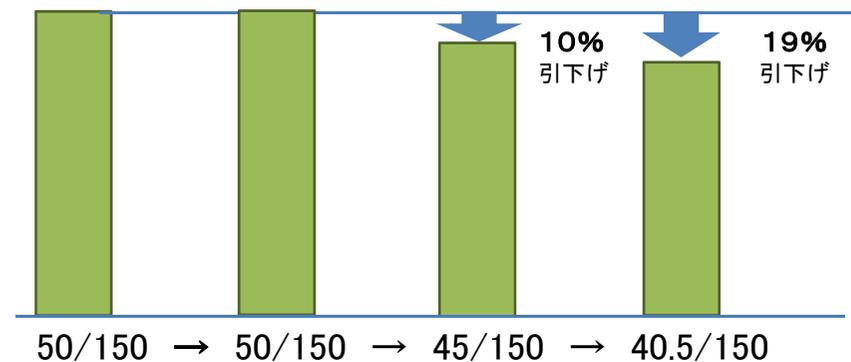
地方議会議員年金制度における給付と負担の見直し状況(A案)

給付の見直し

【現役会員】



【既裁定者】



※上記は、退職年金の「年金算定基礎率」「加算率」についても、同率で削減

【参考】

退職年金の額

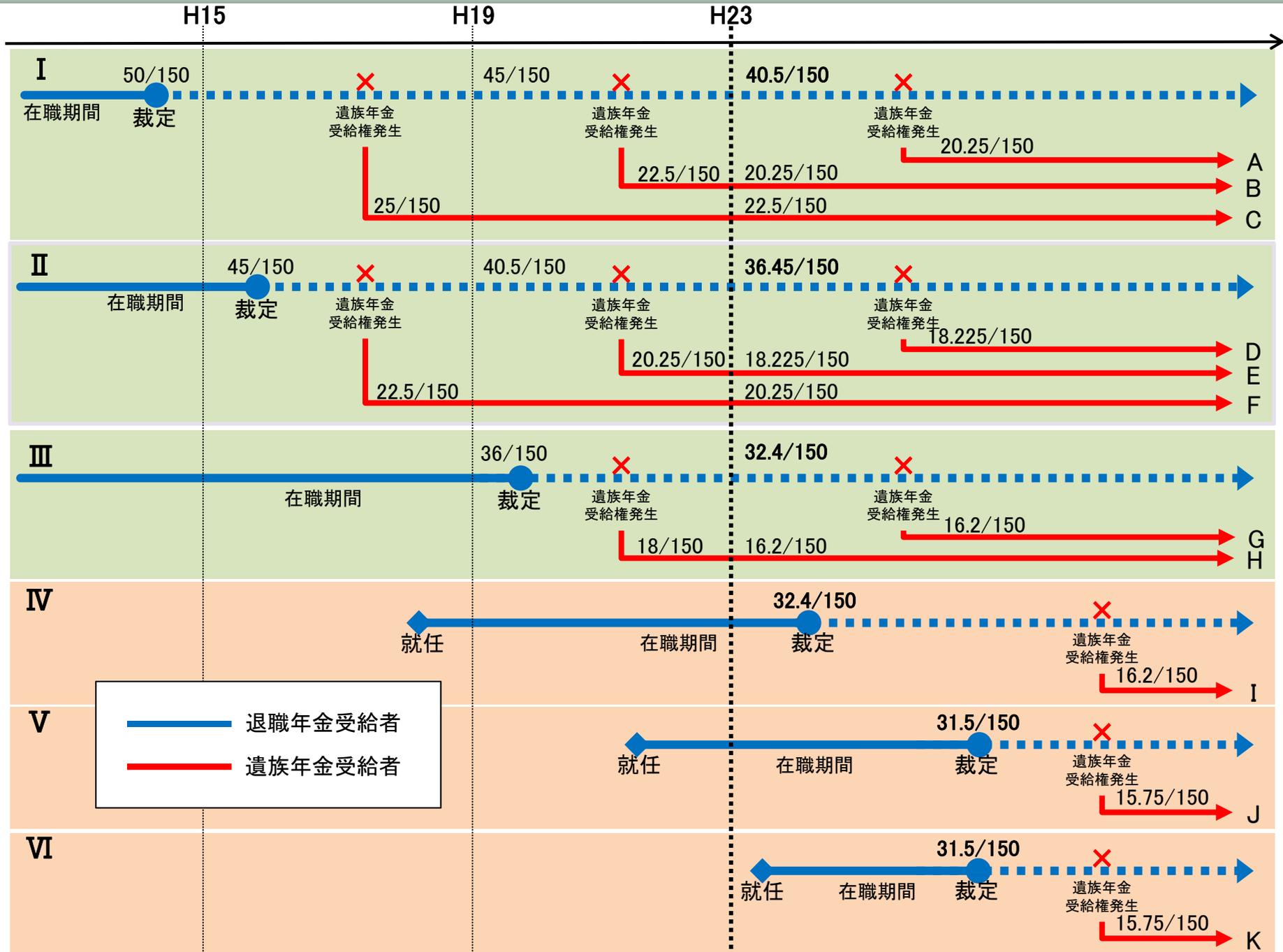
= 平均標準報酬年額

× {年金算定基礎率/150 + 加算率/150 × (在職年数 - 12年)}

負担の見直し

	平成14年改正	平成18年改正	見直し案(A案)
掛金率			
都道府県	11% → 12%	→ 13%	→ 13.5%
市	11% → 13%	→ 16%	→ 17.5% ~16.5%
町村	13% → 15%	→ 16%	→ 17.5% ~16.5%
特別掛金率 (期末手当に対する掛金)			
都道府県	0.5% → 2%	→ 2%	→ 2.5%
市	0.5% → 5%	→ 7.5%	→ 13% ~9%
町村	0.5% → 5%	→ 7.5%	→ 13% ~9%
負担金率			
都道府県	9.5% → 10%	→ 10%	→ 10%
市	9.5% → 10.5%	→ 12%	→ 14.5% ~13%
町村	9.5% → 11%	→ 12%	→ 14.5% ~13%
【激変緩和分(合併特例)】 (市町村のみ)		4.5%	→ 7.8% ~6.8%

地方議会議員年金の給付水準の変遷【給付と負担の見直し案(A案)】



— 退職年金受給者
— 遺族年金受給者

給付と負担の見直し案【B案】

具体的な方策

- 市町村合併の影響による財源不足に対しては、激変緩和措置負担金を3倍以上に強化
- 市町村合併以外の原因による財源不足に対しては、「公費負担:議員負担=4:6」を基本として、給付水準・掛金・負担金を総合的に見直し

【B案】	市町村		都道府県	
給付水準	概ね5%カット ・高額所得者の支給停止強化 ・低所得者の配慮措置充実	【参考】 10%カット の場合	概ね5%カット ・高額所得者の支給停止強化 ・低所得者の配慮措置充実	【参考】 10%カット の場合
掛金	16%→17% (+1%)	16.5% (+0.5%)	13%→13.5% (+0.5%)	13.5% (+0.5%)
特別掛金	7.5%→10% (+2.5%)	8.0% (+0.5%)	2%→4% (+2%)	2.5% (+0.5%)
負担金	12%→14% (+2%)	13% (+1.0%)	10%→10.5% (+0.5%)	10% (±0%)
激変緩和負担金 (合併特例)	4.5%→14% (+9.5%) 期間を5年延長	同左	/	



【問題点】

- B案は、公費負担率が10年以上の期間にわたり、50%を超える(57.4%)こととなり、国民の理解が得られないのではないかと懸念される。

給付と負担の見直しによる収支改善効果【B案】

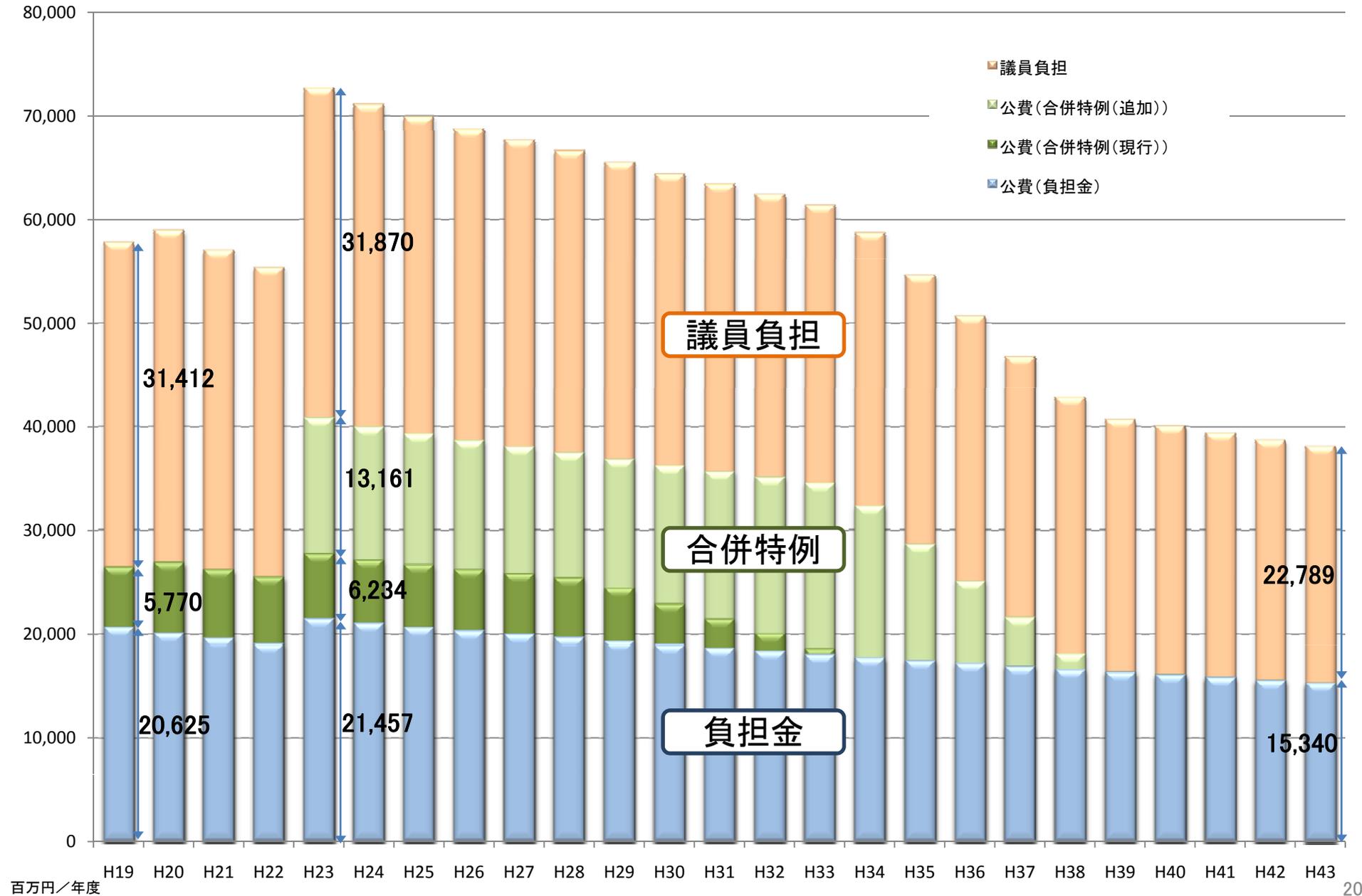
【給付と負担の見直しによる収支改善効果(H23~H43)】

単位：億円

B案	収支改善効果 (a) = (b) + (c)	収入面の 改善効果 (b)	収入面の改善効果の内訳				支出面の 改善効果 (c)
			うち掛金の 引上げによる 効果	うち特別掛金の 引上げによる 効果	うち負担金の 引上げによる 効果	うち激変緩和 負担金の引上げ による効果	
都道府県	116	69	16 (13%→13.5%)	36 (2%→4%)	16 (10%→10.5%)	/	47 (概ね5%カット)
市町村	3,406	2,844	248 (16%→17%)	234 (7.5%→10%)	496 (12%→14%)	1,865 (4.5%→14%) (期間を5年延長)	562 (概ね5%カット)

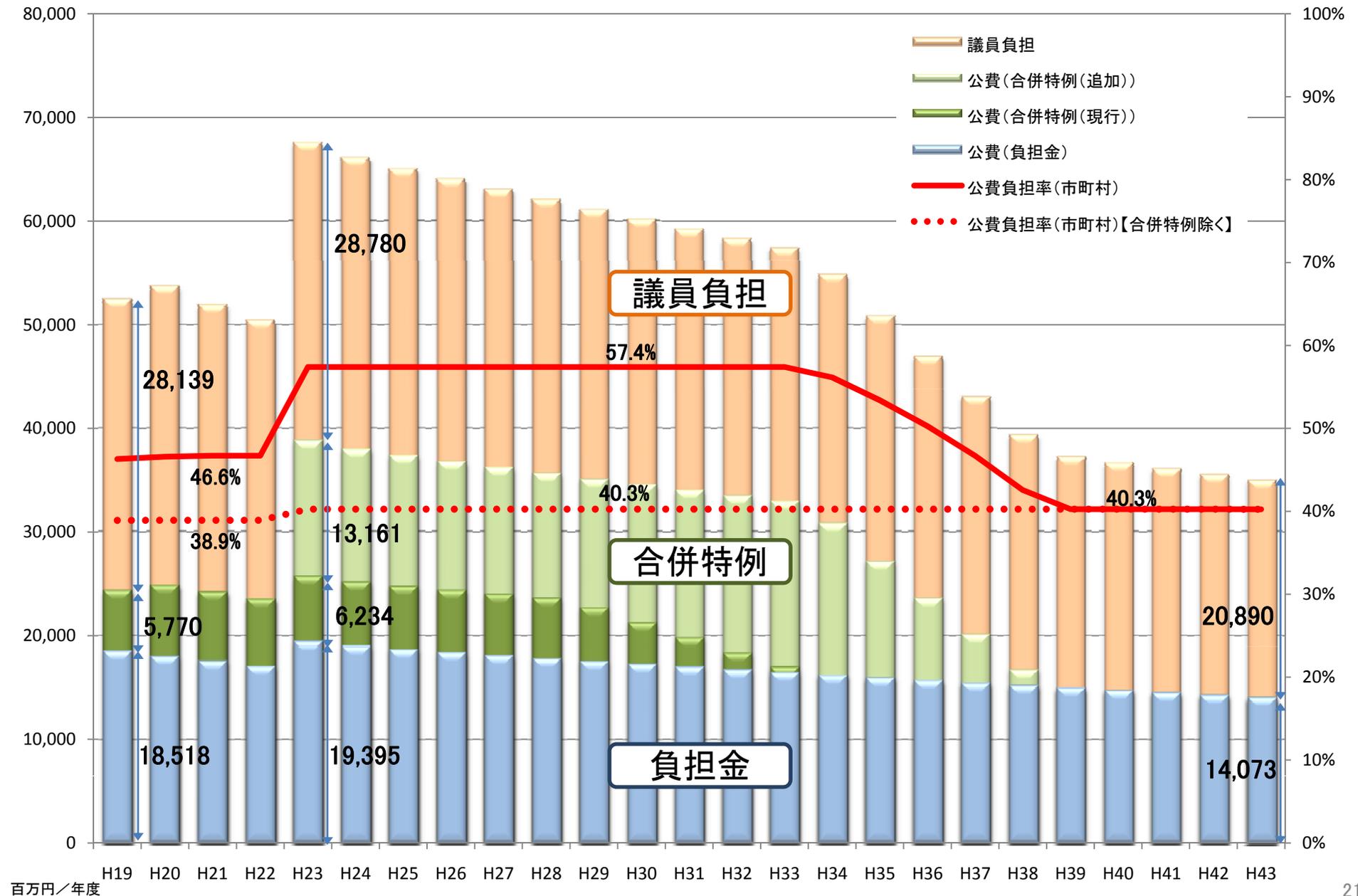
地方議会議員年金制度【給付と負担の見直し案(B案)】

【議員負担と公費負担の推移(都道府県+市町村)】



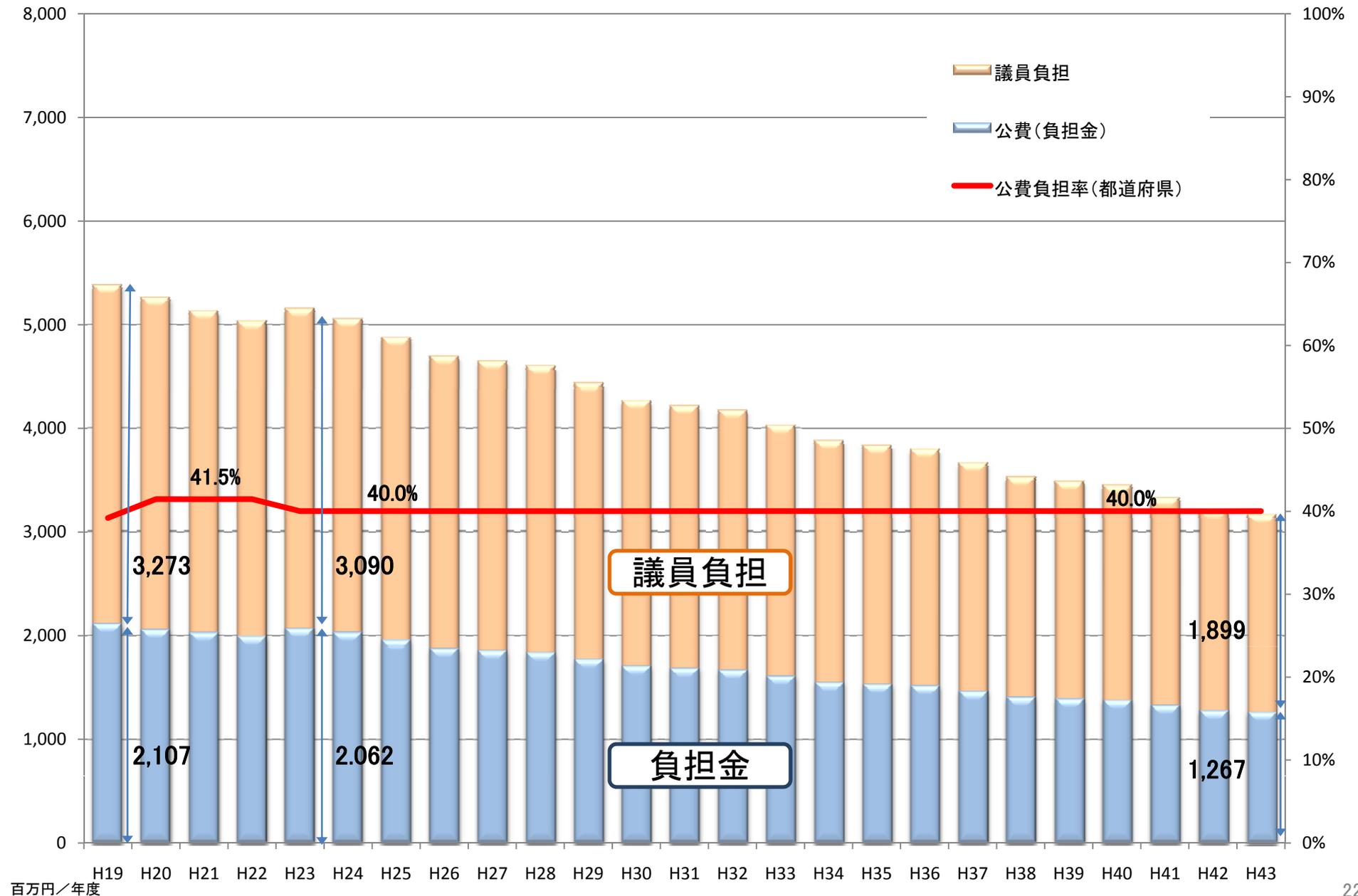
地方議会議員年金制度【給付と負担の見直し案(B案)】

【議員負担と公費負担の推移(市町村)】



地方議会議員年金制度【給付と負担の見直し案(B案)】

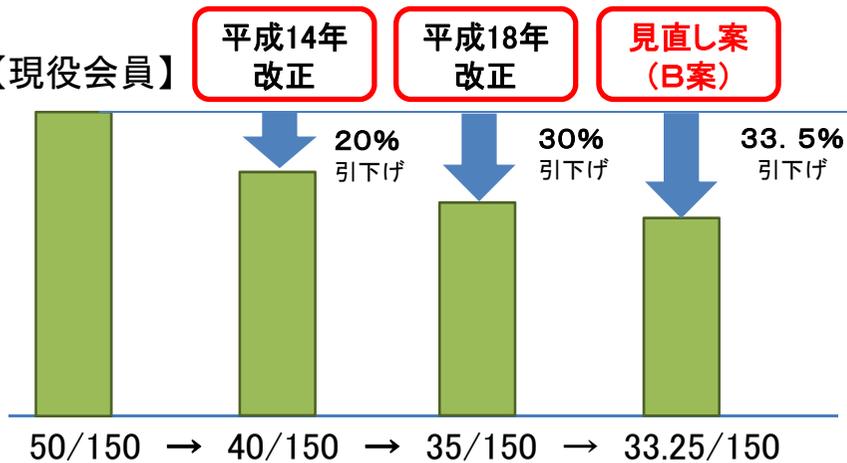
【議員負担と公費負担の推移(都道府県)】



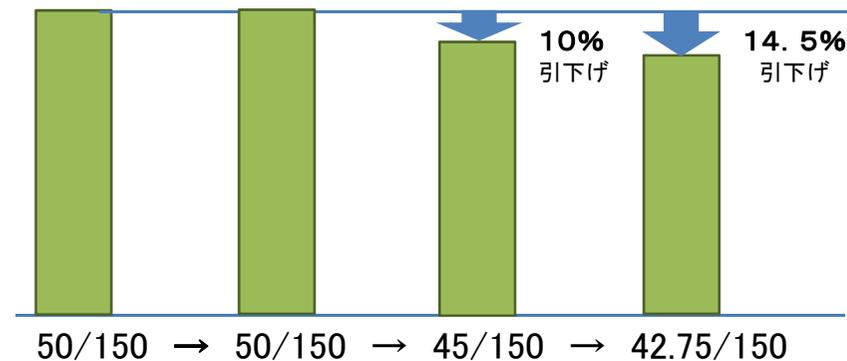
地方議会議員年金制度における給付と負担の見直し状況(B案)

給付の見直し

【現役会員】



【既裁定者】



※上記は、退職年金の「年金算定基礎率」「加算率」についても、同率で削減

【参考】

退職年金の額

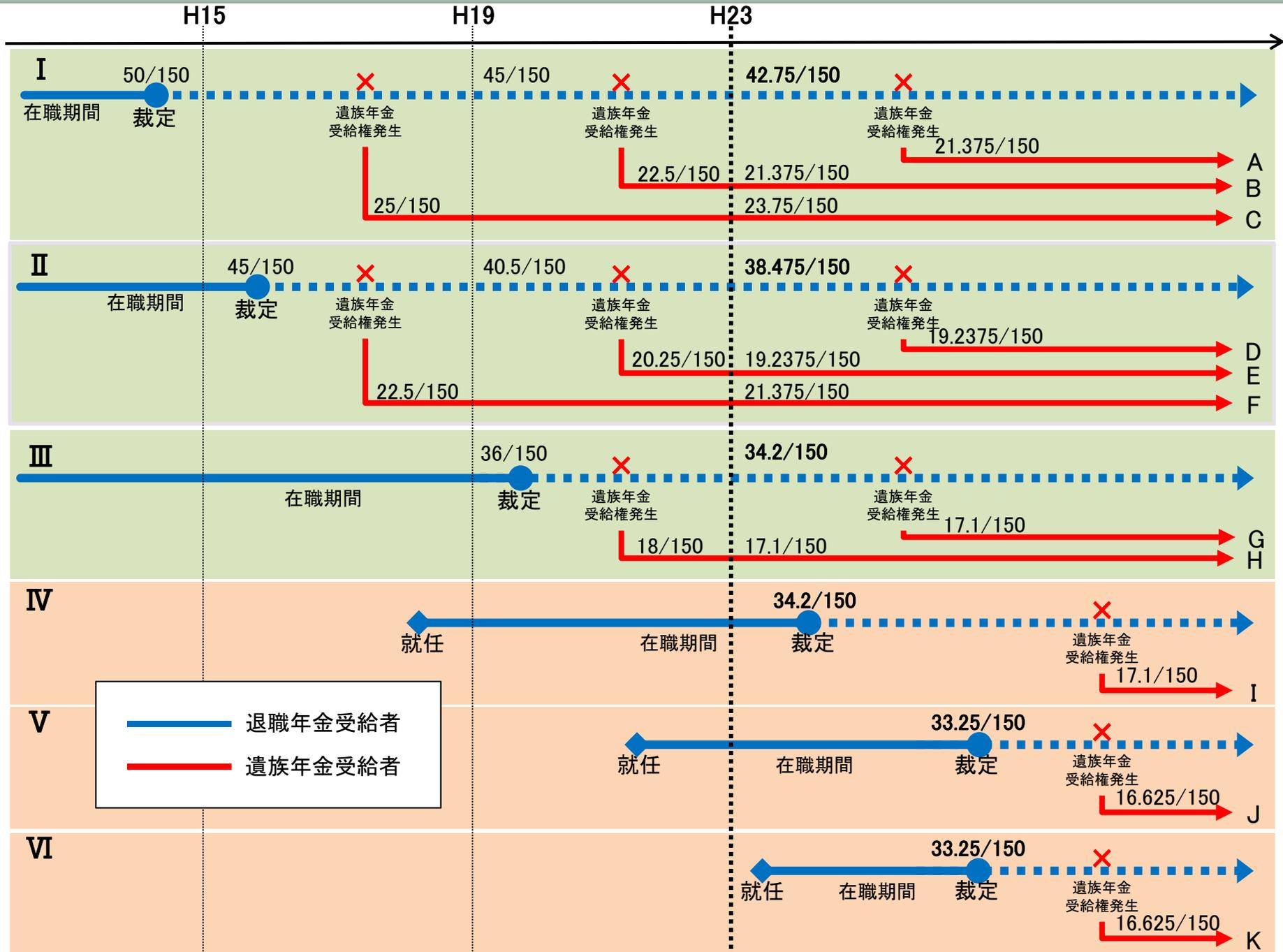
= 平均標準報酬年額

× {年金算定基礎率/150 + 加算率/150 × (在職年数 - 12年)}

負担の見直し

	平成14年改正	平成18年改正	見直し案(B案)
掛金率			
都道府県	11% → 12%	→ 13%	→ 13.5%
市	11% → 13%	→ 16%	→ 17%
町村	13% → 15%	→ 16%	→ 17%
特別掛金率 (期末手当に対する掛金)			
都道府県	0.5% → 2%	→ 2%	→ 4%
市	0.5% → 5%	→ 7.5%	→ 10%
町村	0.5% → 5%	→ 7.5%	→ 10%
負担金率			
都道府県	9.5% → 10%	→ 10%	→ 10.5%
市	9.5% → 10.5%	→ 12%	→ 14%
町村	9.5% → 11%	→ 12%	→ 14%
【激変緩和分(合併特例)】 (市町村のみ)		4.5%	→ 14%

地方議会議員年金の給付水準の変遷【給付と負担の見直し案(B案)】



地方議会議員年金制度【廃止する場合の考え方】

考え方

- 地方議会議員年金の廃止に伴い、掛金・特別掛金の負担はなくなる。
- 国会議員互助年金の廃止にならい、現受給者・現会員に対して十分な保障をした上で、廃止すべきではないか。
- 地方議会議員年金は、既に平成14年・平成18年改正により、国会議員互助年金以上の給付の削減(※)を実施していることから、現状の状態での廃止すべきではないか。
- 国会議員互助年金にならい、高額所得者に対する支給停止措置を強化すべきではないか。

※現会員の給付約30%削減(50/150→36/150)、既裁定者の給付10%削減(50/150→45/150)

【地方議会議員年金の廃止の内容(案)】

- ① 現職議員(在職12年以上):退職時に、掛金総額の63%を支給 又は 廃止前の法律による年金を支給
- ② 現職議員(在職12年未満):退職時に、掛金総額の廃止前の法律による支給割合で支給(一時金のルールを在職3年未満にも拡大)
- ③ 既裁定者:年金の支給を継続

留意点

- 廃止をした場合、財源の約6割を占める現役会員の掛金収入がなくなることから、廃止に伴う過去債務の支払いに必要な費用の財源を、例えば、現会員の報酬総額に応じて、各地方団体が公費で負担せざるを得ないか。
- 平成23年度は統一地方選挙の年にあたり、任期満了により12年の受給資格を得る者が約5,000人程度存在することから、廃止法の施行を平成23年春とするか。

地方議会議員年金を廃止する場合の考え方と国会議員互助年金の廃止方法の比較

	地方議会議員年金を 廃止する場合の考え方	国会議員互助年金の 廃止方法
現職議員		
受給資格のある者 ・国会議員 ;在職10年以上 ・地方議員 ;在職12年以上	○掛金総額の <u>64%</u> を退職時に給付 又は ○退職後、廃止前(平成23年6月時点)の法律による年金を受給 (平成14年改正前に比べ既に <u>30%</u> 削減済) ※ 年金算定基礎率 50/150 → 36/150	○納付金総額の <u>80%</u> を退職時に給付 又は ○退職後、廃止前(平成18年3月時点)の法律による年金額の <u>15%</u> 削減した年金を受給 ※ 年金算定基礎率 50/150 → 42.5/150
受給資格のない者 ・国会議員 ;在職10年未満 ・地方議員 ;在職12年未満	○掛金総額の <u>下記の割合</u> で退職時に給付 在職3年未満 :49/100 在職3年以上4年以下 :49/100 在職4年を超え8年以下 :56(57)/100 在職8年を超え12年未満 :64/100 ※括弧内は、H19.3.31以前の議員歴を有する者の場合	○納付金総額の <u>80%</u> を退職時に給付
OB議員		
年金	○退職年金の支給継続 (平成18年改正前に比べ既に <u>10%</u> 削減済) ※ 年金算定基礎率 50/150 → 45/150	○退職年金の支給継続 (ただし、 <u>最大で10%</u> 削減) ※ 年金算定基礎率 50/150 → 45/150
高額所得者に対する措置	○高額所得の受給者の年金の支給停止措置を強化 (年金と前年の年金以外の所得(総所得金額ベース)との合計額が600万円を超えるときは、当該超える額の2分の1に相当する額の年金の支給を停止 (年金停止額が年金の額を超える場合には、年金の支給は全額停止))	○高額所得の受給者の年金の支給停止措置を強化 (年金と前年の年金以外の所得(課税総所得金額ベース)との合計額が700万円を超えるときは、当該超える額の2分の1に相当する額の年金の支給を停止 (年金停止額が年金の額を超える場合には、年金の支給は全額停止))
OB議員の遺族	○遺族年金の支給継続	○遺族年金の支給継続

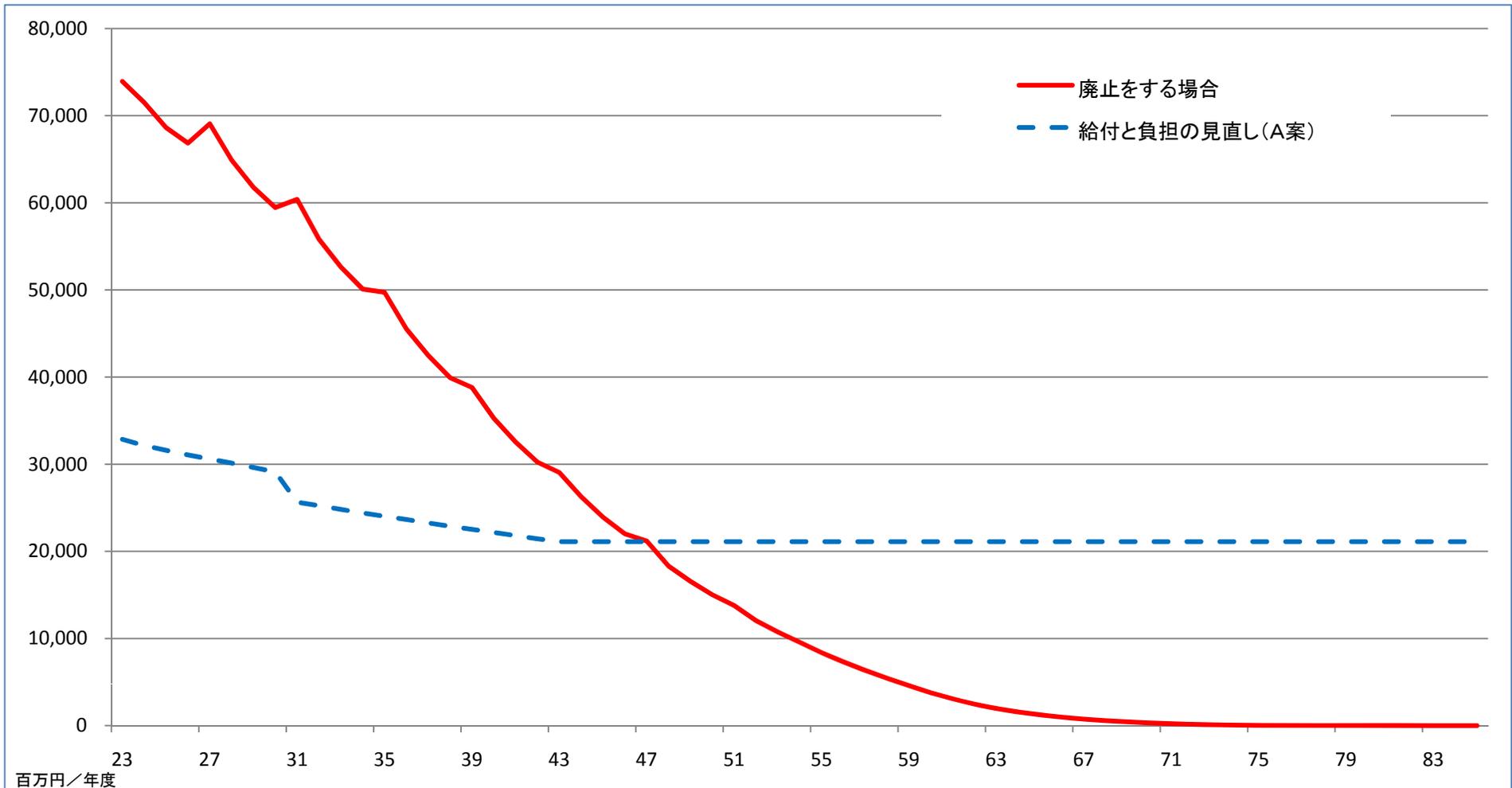
地方議会議員年金制度の廃止に必要な費用について

廃止に必要な費用

(1) 総額 : 1兆3,377億円(H23~H81 約59年間での累計額)
年金受給資格者(在職12年以上)の全員が年金給付を選択した場合

(2) 単年度 : 約739億円(H23)~約526億(H33)~約290億(H43)~約107億(H53)~約20億(H63)~約1億(H73)

【単年度における公費の推移】



※給付と負担の見直し(A案)におけるH44年以降の公費の額は、H43と同額と仮定